

随意契約理由書

件名	明石木見線街路築造工事その13
契約の相手方	中野工業株式会社
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に該当
随意契約の理由	
<p>本工事は、明石木見線の街路築造工事として制限付一般競争入札に付したが、1者から入札参加申込者があったものの、応札者がなかったため、令和元年10月11日入札中止となった工事である。</p> <p>明石木見線については、令和2年秋に開通を予定しており、本工事の後続工事や関連工事（信号設置）との工事調整を踏まえると年度内に本工事を完了させる必要がある。また、地元からは渋滞緩和や歩行者の安全対策の要望が強くあり、開通予定を遅らせることは難しい状況にある。</p> <p>再度、入札にかけると年度内に本工事を完了することが困難となることを踏まえ、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号「競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき」に該当することから、上記入札時に入札参加申込していた当該請負人と随意契約し、速やかな現場着手を図ることとする。</p> <p>なお、当該請負人は市内に本社があり、同工種の工事实績を有しているとともに、地元事情や現場状況に精通しているため、スムーズな地元調整や安全・円滑・迅速かつ確実な施工が期待できる。</p>	
担当部署 (問合せ先)	建設局西建設事務所 (電話番号 : 912-3772)